

ICOCAにおけるマイナポイント事業についてよくある質問

2023年11月1日 時点

【ご確認ください】

ポイントは、条件達成の翌月18日頃に付与いたします。

「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」のポイント付与は、チャージ（SMART ICOCAのクイックチャージ、モバイルICOCA / Apple PayのICOCAのICOCAアプリによるチャージを含む）の累計額が20,000円に達した月の翌月18日頃に行います。

「②健康保険証としての利用申し込み」、「③公金受取口座の登録」のポイント付与は、所定の手続きが完了した月の翌月18日頃に行います。

事業全般について

Q：WESTERポイント（チャージ専用）サービスの利用登録はどのようにすればいいでしょうか？

A：詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。なお、マイナポイントのお申込みの前日までに利用登録の完了が必要です。

※WESTERアプリ、WESTER会員サポートページから利用登録された場合、前日18時59分までに利用登録されたものがお申込み可能となります。19時以降に利用登録された場合は、利用登録の翌々日以降にお申込みください。

マイナポイント事業は2023年9月30日に終了するため、WESTERアプリ、WESTER会員サポートページから利用登録される場合は、2023年9月29日18時59分までに利用登録を完了させなければ、マイナポイントの申込みできません。

※SMART ICOCA、モバイルICOCA / Apple PayのICOCAは利用登録不要です。また、2023年3月6日以前にICOCAポイントサービスの利用登録をされたICOCAも改めての利用登録は不要です。

※身体障害者割引、知的障害者割引を適用して発売したICOCA定期券は利用登録できません。

Q：WESTERポイント（チャージ専用）サービスの利用登録に入会金、年会費等は必要でしょうか？

A：入会金、年会費等の費用は一切不要です。

Q：こどものマイナンバーカードでも申込みできますか？

A：お申込み可能ですが、有効期限にご注意ください。

※こどもICOCAで申込みいただく場合、こどもICOCAの有効期限終了後はポイントチャージ含め一切ご利用ができなくなりますのでご注意ください。こどもICOCAの有効期限が2023年3月末の場合、2023年3月末までにポイントチャージを行う必要があります。（こどもICOCAの有効期限が2023年3月末の場合、2023年2月末日までに合計20,000円チャージを達成し、2023年3月末日までにポイントチャージを行わなかった場合、マイナポイントを受け取ることができません。）

※鉄道利用する際にはこどもICOCAはこども運賃で、その他のICOCAはおとな運賃を収受するため、ご注意下さい。

Q：こどものマイナンバーカードに親名義のICOCA、SMART ICOCA、モバイルICOCAで申込みできますか？

A：ご本人様名義と異なるキャッシュレス決済サービスのお申込みについては、総務省へお問い合わせ下さい。

（総務省マイナポイント事業HPは[こちら](#)）

Q：既にマイナンバーカードを取得していますが、これまでにICOCAや他のキャッシュレス決済サービスのいずれにも申込みしていない場合、第2弾に新たに申込みをすれば対象となりますか？

A：これまでどのキャッシュレス決済サービスにも申込みをされていない場合は、第2弾でICOCAのお申込みが可能です。

なお、この場合、「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」、「②健康保険証としての利用申し込み」、「③公金受取口座の登録」の3施策とも、同じICOCAで申込みをする必要があります。

Q：これまでに（第1弾で）ICOCAに申込みしてマイナポイントを受領した場合であっても、第2弾に新たに申込みをすれば対象となりますか？

A：既に申込みされて、マイナポイント（WESTERポイント（チャージ専用）※）を受領された方は、「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」は対象外となります。

「②健康保険証としての利用申し込み」、「③公金受取口座の登録」は、お申込みいただけます。

※2023年2月以前に付与の場合はICOCAポイント

Q：マイナポイント事業の「①マイナンバーカードの新規取得」をICOCA以外のキャッシュレス決済サービスで申込みしていますが、「②健康保険証としての利用申し込み」、「③公金受取口座の登録」はICOCAで申し込むことはできますか？

A：決済サービスを変更することはできません。ただし、申込を2022年6月29日までに済ませている場合や、申込をした決済サービスがマイナポイント事業を終了している場合は、申込できる場合があります。

Q：「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」で申込み済のICOCAが紛失/期限切れ（こどもICOCAの場合）で使用できない。違うICOCAで申込みできますか？

A：状況を確認いたしますので、ICOCAマイナポイント問い合わせダイヤル（06-6966-7297）までお問い合わせください。
※2023年10月末をもってICOCAマイナポイント問い合わせダイヤルは終了しました。

Q：1枚のICOCAに複数のマイナンバーカードを登録することはできますか？

A：できません。別のICOCAでお申込みください。

なお、マイナポイントに申し込んだICOCAを紛失や破損等で新しいICOCAに再発行した場合、再発行した新しいICOCAに別の方のマイナンバーカードを登録・申込みをいただいても、ポイントは付与されませんのでご注意ください。

チャージについて（「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」関連）

Q：集計の対象となるチャージの種類は何でしょうか？

A：現金によるチャージ、SMART ICOCAのクイックチャージ、モバイルICOCA / Apple PayのICOCAでのチャージが対象です。
なお、ポイントチャージ、ガソリンスタンドでのチャージ（釣銭チャージを含む）は集計の対象外です。

Q：コンビニエンスストアなど店頭でのチャージは集計の対象となりますか？

A：コンビニエンスストア、セブン銀行ATM、店舗設置のチャージ機などでの現金チャージも集計の対象となります。また、JR西日本以外の駅の自動券売機での現金チャージも、集計の対象となります。なお、ガソリンスタンドでのチャージ（釣銭チャージを含む）は集計の対象外です。

Q：マイナポイント登録前に行ったチャージは対象になりますか？

A：なりません。マイナポイントは、マイナポイントに申込みを済ませて以降のチャージが対象になります。なお、基本的には、一度チャージされた額の払いもどしはできません。また、マイナポイントに登録されたICOCAを払いもどしてしまうと、マイナポイントを受け取ることはできませんのでご注意ください。

Q：チャージ累計額が20,000円に満たない場合は、いつポイントが付与されますか？

A：第1弾期間と第2弾期間のチャージ累計額を合算し、合算したチャージ累計額が20,000円に達した場合、達した月の**翌月18日頃**に5,000ポイントを付与いたします。

なお、第1弾と第2弾の期間中にチャージ累計額が20,000円に満たなかった場合は、**第2弾の期間終了の翌月18日頃**にチャージ額の25%（小数点以下は切り捨て）のWESTERポイント（チャージ専用）を付与いたします。

ポイントについて

Q：ポイントはいつ付与されますか？

A：「①マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」のポイント付与は、チャージ（SMART ICOCAのクイックチャージ、モバイルICOCA / Apple PayのICOCAでのチャージを含む）の累計額が20,000円に達した月の**翌月18日頃**に行います。「②健康保険証としての利用申し込み」、「③公金受取口座の登録」は、所定の手続きが完了した月の**翌月18日頃**に行います。

Q：「③公金受取口座の登録」を申込みましたが、ポイントが付与されません。

A：公金受取口座の登録は、申込み後、金融機関による審査があり、登録完了まで一定の期間を要する場合があります。登録申請状況は当社ではわかりかねるため、お客様ご自身で、マイナポータルで登録状態を確認ください。

※2023年9月30日までに公金受取口座の登録を行い、10月13日までにマイナポータルで公金受取口座の登録が「完了」となった方にはポイントを付与いたします。2023年9月30日までに申込をしていますが、期日までに登録が完了していなければ、ポイントは付与されません。登録の完了までに時間を要する場合がありますので、お早めにお申し込みください。

Q：ポイントの付与履歴をどのように確認すれば良いのでしょうか？

A：ICOCAエリア内の駅に設置の紺色およびピンク色の自動券売機で確認・印字できます。（「ポイント数（ポイント還元・その他）」の項目に表示されます。）また、SMART ICOCA、WESTER会員登録しているモバイルICOCA/Apple PayのICOCAをお持ちのお客様は、WESTER会員サポートページよりご確認ください。

Q：ポイントチャージはどこでできますか？

A：当社ICOCAエリア内の駅のICOCAがご利用いただける券売機、精算機などでポイントチャージすることができます。ICOCAアプリのICOCAの場合、端末の操作でポイントチャージすることができます。

マイナポイントはICOCAでスタンプラリーについて

Q：スタンプを集める順序はありますか？

A：順序を問わずスタンプは押されます。最終的に4つすべての条件を達成していれば、抽選の対象となります。

Q：スタンプ2「マイナポイントをICOCAでお申込み」は「施策1 マイナポイントに申し込んだICOCAにチャージ」「施策2 健康保険証としての利用申込み」「施策3 公金受取口座の登録」のいずれの申込でもスタンプは押されますか？

A：2023年3月1日から2023年9月30日の間に、総務省が実施しているマイナポイント事業の3つの施策「施策1：マイナンバーカードの新規取得」「施策2：健康保険証としての利用申込み」「施策3：公金受取口座の登録」のうち、1つ以上をお申込みされた方が対象となります。

「施策3：公金受取口座の登録」の条件達成には、マイナポータルの公金受取口座の登録が必要です。「施策3：公金受取口座の登録」の申込みとマイナポータルの公金受取口座の登録完了の両方を満たした時点でスタンプが押されます。

2023年2月28日以前の申込みは対象となりませんのでご注意ください。

Q：条件を達成したのにスタンプが押されません。

A：条件達成後、1週間程度でスタンプに反映されますので、しばらくお待ちください。

なお、スタンプに未反映でも、すべての条件を達成した時点をもって抽選の対象となります。

Q：WESTERポイント（チャージ専用）を持っていない場合、スタンプ3「WESTERポイント（チャージ専用）をICOCAにチャージ」はどうやって達成すればよいでしょうか？

A：マイナポイントをICOCAで申し条件を達成すれば、翌月18日頃にWESTERポイント（チャージ専用）を付与いたします。そのポイントをICOCAにチャージすれば達成いただけます。

Q：マイナポイントの申込をいつ行ったか確認をしたい。

A：マイナポイントアプリをお持ちであれば、申し込み状況の確認画面からご確認いただけます。

Q：マイナポイントの申込を2023年2月末までに終えている場合、スタンプラリーに参加できますか？

A：ご参加いただくことはできますが、スタンプ2「マイナポイントをICOCAでお申込み」の条件を達成できません。

Q：マイナポイントをICOCA以外の決済サービスで申込していますが、スタンプラリーに参加できますか？

A：ご参加いただくことはできませんが、スタンプ2「マイナポイントをICOCAでお申込み」の条件を達成できません。

Q：ICOCAを途中で変更することはできますか？

A：スタンプラリーの途中でICOCAを変更することはできません。

※申し込みしたICOCAをApple PayのICOCAへ移行（取り込み）した場合、申し込みしたICOCAを変更したことになります。移行（取り込み）後に、Apple PayのICOCAをご利用いただいても、下記のスタンプは押されません。

スタンプ3：WESTERポイント（チャージ専用）をICOCAにチャージ

スタンプ4：ICOCAでお買い物

Q：7月20日までにスタンプをすべて集めた場合、第1回、第2回の両方の抽選対象になりますか？

A：第1回の抽選の対象となった方は、第2回の抽選の対象にはなりません。